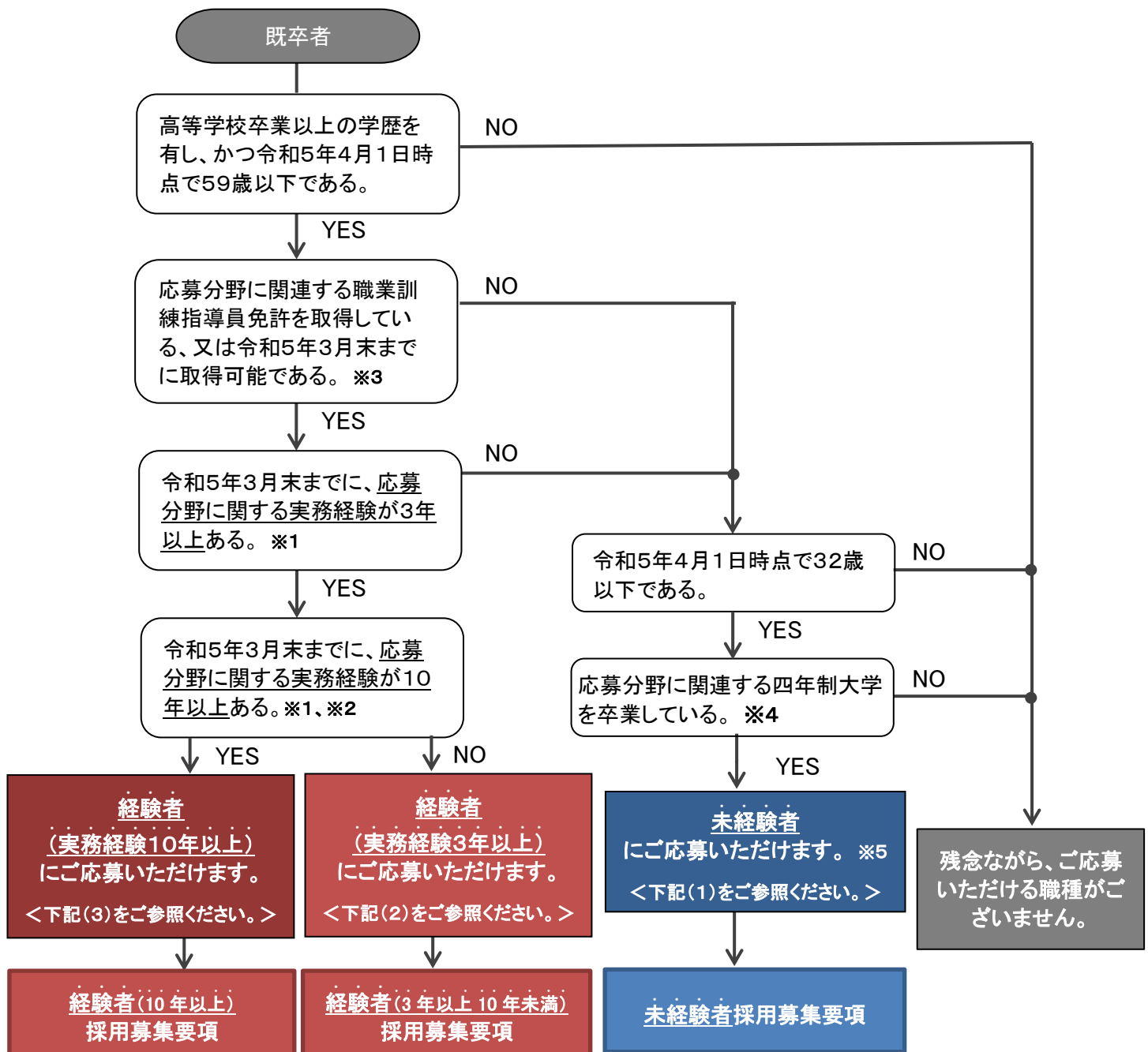


職業能力開発職(職業訓練指導員)の経験者採用に係る応募資格等について

職業能力開発職には、**実務経験3年未満の者を対象とした「未経験者採用」、実務経験3年以上10年未満の者を対象とした「経験者(実務経験3年以上)採用」**及び**実務経験10年以上の者を対象とした「経験者(実務経験10年以上)採用」**があります。どちらの応募要件を満たすかを下記のフロー図でご確認ください。

職業能力開発職の応募資格等について



※1 実務経験とは、職業訓練指導員としての経験だけではなく、応募分野に関連した実務経験（例：機械分野の場合は、機械関連の業務経験）も含まれます。

※2 「港湾物流」「航空機整備」「接客サービス」の応募者のうち、学士以上の学位を有する場合は、募集分野に関する実務経験が5年以上あれば経験者（実務経験10年以上）にご応募いただけます。

※3 職業訓練指導員免許の取得方法については、下記2「職業訓練指導員免許の取得方法について」をご参照ください。

※4 四年制大学を卒業には、職業能力開発総合大学校（長期課程又は総合課程）及び職業能力開発大学校（応用課程）を修了された方も対象となります。また、工業高等専門学校の場合は、学士の取得が必要となります。

※5 「未経験者採用」にご応募いただいた場合であっても、学歴、実務経験年数等により職業訓練指導員免許を取得できると判断した場合には、各都道府県に確認の上、「経験者採用」にご応募いただく場合があります。

1 職業能力開発職の採用について

(1) 未経験者採用（実務経験3年未満）

≪「未経験者採用」募集要項をご覧ください≫

イ 募集分野

- ①機械 ②電気 ③電子情報 ④建築

ロ 応募資格

以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する方

（イ）令和5年4月1日時点で年齢が32歳以下の方

（ロ）上記（1）イの募集分野に関連する四年制大学の学科を卒業された方

※ 四年制大学の学科を卒業された方には、職業能力開発総合大学校（長期課程又は総合課程）及び職業能力開発大学校応用課程を修了された方も含まれます。なお、工業高等専門学校の場合は学士の取得が必要です。

※ 関連学科の例として、機械工学科、生産機械工学科、機械システム工学科、エネルギー工学科、電気工学科、電気電子情報工学科、電気電子工学科、情報通信工学科、建築学科などがあります。

※ 応募者の学科、履修科目により指導員免許の取得要件を満たさない場合、受験いただけない可能性があります。指導員免許の取得要件を満たすには、表1「募集分野に関連する学科」に掲げる履修内容（学科目）例に準じた学科目を履修している必要があります。詳細につきましては、提出いただくシラバスで確認します。

表1. 募集分野に関連する学科

募集分野	履修内容（学科目）例
機械	機械工学、材料、測定法、加工法、機械製図など
電気	電気理論、電子工学、電気機器、材料、制御工学、電気製図、電力工学、電子工学など
電子情報	電気理論、電子工学、電子機器、材料、通信工学、制御工学など
建築	建築工学、建築設計、施工法、材料など

※ なお、以下の方は応募できません。

- ・成年被後見人または被保佐人の方
- ・禁錮以上の刑に処された方
- ・職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過していない方

ハ 採用後の研修等について

採用後に職業訓練指導員免許取得及び職業訓練指導員として必要な能力を習得するために、職業能力開発総合大学校の指導員養成研修（最長1年間）を受講していただきます。研修に必要な経費（授業料等）については当機構が負担しますが、教科書、作業服、安全靴等個人の所有になるものについては、個人で負担していただく場合があります。

なお、指導員養成研修とは別に修士の学位取得が可能な修士コースもあります（ただし、修士コースは、受講希望者を対象に別途実施される選考試験に合格した方が対象となります。また、修士コースの受講経費等は自己負担となります。）。

(2) 経験者（実務経験3年以上）採用

≪「経験者採用」募集要項の【経験者（3年以上）】をご覧ください≫

イ 募集分野

- ①機械 ②溶接 ③電気 ④電子情報 ⑤建築
- ⑥ビル管理（冷凍空調設備保守・管理又は給排水衛生設備保守・管理）
- ⑦機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）

ロ 応募資格

以下の（イ）から（ニ）のいずれにも該当する方

（イ）令和5年4月1日時点で年齢が59歳以下の方

（ロ）高等学校以上を卒業された方

（ハ）募集分野に関して、令和5年3月末時点で3年以上10年未満の実務経験がある方

（ニ）表2「募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種」に掲げる職業訓練指導員免許のいずれかを取得している方、又は令和5年3月末までに取得可能な方。

なお、職業訓練指導員免許が取得可能な方とは、以下の方を指します。

- ・応募時点で職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講資格があり、同講習を受講することで免許が取得できる者。
- ・応募時点で工業等の高等学校教員免許状を有する等の条件により、都道府県へ申請することで免許が取得できる者。

表2. 募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種

募集分野	職業訓練指導員免許の職種
①機械	機械科、メカトロニクス科、塑性加工科、プラスチック製品科
②溶接	溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科
③電気	電気科、電気工事科、メカトロニクス科、発電電科、送配電科、電気通信科
④電子情報	電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科、電気通信科、情報処理科
⑤建築	建築科、建設科、枠組壁建築科、インテリア科、床仕上げ科
⑥ビル管理	冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科、建築物衛生管理科
⑦機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）	クレーン科、建設機械科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科、機械科、土木科

※ 自己紹介書の「資格、免許」の欄に取得又は取得見込みの免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込みの職業訓練指導員免許については「取得にあたって申請する都道府県名、取得予定時期及び取得方法」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。下記2の「職業訓練指導員免許の取得方法等について」をご参照ください。

※ なお、以下の方は応募できません。

- ・ 成年被後見人または被保佐人の方
- ・ 禁錮以上の刑に処された方
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過していない方

(3) 経験者（実務経験10年以上）採用

≪「経験者採用」募集要項の【経験者（10年以上）】をご覧ください≫

応募する分野に関する実務経験を10年以上有する方は、初任地の配属先施設を選ぶことができます。別紙「募集施設及び分野」を参照の上、初任地となる施設を希望のうえに応募ください。

イ 募集分野

募集要項の別紙1「募集施設及び分野一覧」にある応募施設で実施している訓練科に対応した分野。

ロ 応募資格

以下の（イ）から（ニ）のいずれにも該当する方

（イ）令和5年4月1日時点で年齢が59歳以下の方

（ロ）次の学歴を有する方

a. 職業能力開発促進センターへ応募する場合

①高等学校卒業以上の学歴を有する方

b. 職業能力開発大学校及び附属短大校へ応募する場合

①四年制大学卒業以上の学歴を有する方。

※四年制大学には、職業能力開発総合大学校長期課程及び職業能力開発大学校応用課程を含むこと（工業高等専門学校の場合は、学士の取得が必要。）。

②機械運転、港湾物流、接客サービスの分野については高等学校卒業以上の学歴を有する方。

③航空機整備の分野については短大又は専門学校卒業（2年課程）以上の学歴を有する方。

（ハ）募集分野に関して、令和5年3月末時点で10年以上の実務経験がある方

ただし、募集分野が「港湾物流」、「航空機整備」、「接客サービス」の応募者のうち、学士以上の学位を有する場合は募集分野に関する実務経験年数が採用日前日までに5年以上ある者も応募可能とする。

（ニ）表2「募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種」に掲げる職業訓練指導員免許のいずれかを取得している者、又は令和5年3月末までに取得可能な者。

なお、職業訓練指導員免許が取得可能な者とは、以下の者を指します。

- ・ 応募時点で職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講資格があり、同講習を受講することで免許が取得できる者。
- ・ 応募時点で工業等の高等学校教員免許状を有する等の条件により、都道府県へ申請することで免許が取得できる者。

表 2. 募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種

募集分野	職業訓練指導員免許の職種
①機械	機械科、メカトロニクス科、塑性加工科、プラスチック製品科
②溶接	溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科
③電気	電気科、電気工事科、メカトロニクス科、発電電科、送配電科、電気通信科
④電子情報	電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科、電気通信科、情報処理科
⑤建築	建築科、建設科、枠組壁建築科、インテリア科、床仕上げ科
⑥ビル管理	冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科、建築物衛生管理科
⑦港湾物流	貿易事務科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科
⑧機械運転(港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転)	クレーン科、建設機械科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科、機械科、土木科
⑨航空機整備	航空機整備科
⑩接客サービス	ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科

※ 自己紹介書の「資格、免許」の欄に取得又は取得見込みの免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込みの職業訓練指導員免許については「取得にあたって申請する都道府県名、取得予定時期及び取得方法」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。下記 2 の「職業訓練指導員免許の取得方法等について」をご参照ください。

※ なお、以下の方は応募できません。

- ・ 成年被後見人または被保佐人の方
- ・ 禁錮以上の刑に処された方
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過していない方

ハ 応募施設について

採用後に配属される初任地の希望施設を募集要項の別紙 1 「募集施設及び分野一覧」にある応募施設より選び、記載してください。

2 職業訓練指導員免許の取得方法等について

(1) 職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業訓練施設（当機構・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員（以下「指導員」という。）といい、これらの施設で訓練を担当する指導員は原則として「職業訓練指導員免許」（以下「指導員免許」という。）を必要とします。

なお、「指導員免許取得＝指導員採用」ではなく、別途、採用試験を受ける必要があります。

(2) 指導員免許の取得方法

次のイ～ハの取得方法があります。免許は申請した都道府県から交付されます。

- イ 職業訓練指導員試験合格
- ロ 職業訓練指導員講習（４８時間講習）
- ハ 指定された学歴・資格の取得

イ 職業訓練指導員試験

- ・各都道府県が実施します。
- ・試験実施職種は各都道府県で異なります（毎年実施、隔年実施、実施なし等）。
- ・現住所以外の都道府県での受験も可能です。
- ・受験資格等は**別表 1**及び**別表 2**をご参照ください。
- ・詳しくは各都道府県の能力開発主管部へお問い合わせください。

ロ 職業訓練指導員講習（４８時間講習）

- ・職業訓練指導員講習とは、職業能力開発促進法による技能検定１級・単一等級合格者や大学等で免許職種に関する学科を履修し、かつ一定以上の実務経験のある方等で、指導員免許の取得を希望する方のために実施されるものです。
- ・６日間（計４８時間）行われます。
- ・講習内容は、職業訓練原理、教科指導法、労働安全衛生、訓練生の心理、生活指導、関係法規、事例研究、確認テストです。
- ・実施は、各都道府県の職業能力開発協会で行われます。
- ・現住所以外の都道府県での受講も可能です。
- ・受講資格は**別表 3**及び**別表 4**をご参照ください。
- ・受講資格の有無は、受講する職業能力開発協会のある都道府県で判断されますので、まずは当該都道府県へお問い合わせください。
- ・講習日程、内容等は当該都道府県の職業能力開発協会にお問い合わせください。

ハ 指定された学歴・資格の取得

- ・下記の学歴・資格を有する場合、申請により指導員免許を受けることができます。
 - ① 職業能力開発総合大学校(旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む)の長期課程の指導員訓練を修了した者。
 - ② 大学等で免許職種に関する科目を履修し、高等学校の教員の普通免許状を所持している者(〇〇工業、〇〇工業実習、〇〇商業、〇〇商業実習)。なお、この方法による指導員免許の申請を希望される方は、事前に各都道府県に申請の可否を確認する必要があります。

別表1【受験資格及び免除範囲】

受験資格		実務 経験 年数 受験 に 必要 な	免除範囲			
			実技	学 科		
				指 導 方 法	系 基 礎	専 攻
職業能力開発促進法 によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（他職種を受験の場合）	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年			○	○
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年			○	○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者	3年				
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	3年				
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年			○	○
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			○	○
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者	5年				
	実務経験者のみの者	8年				
	厚生労働大臣 指定校 厚生労働大臣	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	3年 2年		
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	4年 3年			
技能検定 合格者	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者（別表4参照）	0年	○		○	○
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者	0年				
	免許職種に関し技能検定2級合格者	0年	○			
指導員免許の一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	—	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者	—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者	—			○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者	—				○
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ）	—			○	
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者	—		○		
その他	他の法令により受験資格を有する者（別表2参照）	0年	別表2参照			

○印は免除される範囲を示します。「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

別表2 「他の法令による受験資格及び免除範囲」

(実務経験年数の必要はありません。)

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実技試験	学科試験 (関連学科)
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者	×	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則・電気事業法施行規則	特級又は一級ボイラー技士の免許を有する者、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	特級ボイラー技士の免許を有する者又はボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(熱分野)の免状を有する者(熱絶縁科の項参照)	熱管理士の免状(熱分野)を有する者	×	○
電気科		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	昭和五十四年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者	電気機器国家試験の合格証を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者	×	○
電気工事科	電気事業法施行規則	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者(電機科の項参照)	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者	×	○

	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者		×	×
	電気工事法	第一種電気工事士の免状を有する者	第一種電気工事士の免状を有する者	実技試験の電気工事のみ	×
電子科	電波法	第一又は第二級陸上無線技術士, 若しくは第一又は第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和四十八年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者	電子機器国家試験の合格証を有する者	×	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者	×	○
情報処理科	情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者	×	○
	平成六年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	×	○
事務科	公認会計士法, 税理士法	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記	学科試験のうち簿記

この表は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3における関連免許職種の抜粋で、実技試験及び学科試験のうち関連学科（系基礎学科、専攻学科）が免除されるものを掲載しています。

(注)○印は免除される範囲を示します

別表3 「職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講条件」

番号	区分	実務経験年数
1	1 級技能士又は単一等級の技能検定合格者（別表4を参照） （ただし、バルコニー施工・電子回路接続を除く）	0
2	大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	外国の大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
4	短期大学・高等専門学校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	4
5	高校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
6	応用課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	1
7	専門課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	3
8	専門課程の高度職業訓練修了者	4
9	普通課程の普通職業訓練について技能照査に合格した者	6
10	普通課程の普通職業訓練修了者	7
11	短期課程の普通職業訓練（職業転換課程含む）修了者（700時間以上）	10
12	専修訓練課程普通職業訓練修了者（昭和53年改正後）	10
13	旧法の認定職業訓練（3年）又は改正前の労基法による技能者養成修了者	7
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所 （1年及び1824時間）修了者	10
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練 （1年及び1824時間）修了者	10
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注1) 上記区分の職業訓練修了者及び学校教育法による学校の卒業者は、それぞれ指導員の免許職種に関する訓練科又は学科を修了した者に限ります。

(注2) 上記実務経験年数は、学校卒業後又は訓練終了後に必要な年数です。また、その実務経験年数は、免許科目に関する実務経験年数に限ります。

別表4 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

(職業能力開発促進法施行規則別表第11の2)より関連免許職種を抜粋

免許職種	技能検定職種
機械科	機械加工, 放電加工, 金型製作, 工業彫刻, 仕上げ, 切削工具研削, 機械検査, 油圧装置調整, テクニカルイラストレーション, 機械・プラント製図, 機械保全
塑性加工科	金属プレス加工, 建築板金, 工場板金, 鉄工
構造物鉄工科	鉄工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
配管科	配管, 浴槽設備施工
住宅設備機器科	
建築物設備管理科	ビル設備管理
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
電気科	電気機器組立て, 自動販売機調整, 電気製図
電子科	電子機器組立て, 自動販売機調整, 電子回路接続, 半導体製品製造
メカトロニクス科	電気機器組立て
建築科	建築大工, 枠組壁建築, サッシ施工, 建築図面製作, バルコニー施工
建設科	型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工